

制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

| | |
|------------|---|
| (1) 業 務 名 | 令和5年度那覇空港南側船揚場整備事業に伴う環境監視調査業務委託 |
| (2) 契約番号 | - |
| (3) 業 種 | 土木関係コンサルタント業務 |
| (4) 場 所 | 那覇市字具志地先 |
| (5) 履行期間 | 着手日から 令和6年2月29日まで |
| (6) 落札方式 | 価格競争落札方式 |
| (7) 概 要 | |
| ① 目的 | 那覇空港南側船揚場整備事業において、工事中の環境監視を行うことを目的とし、環境調査等を行う。 |
| ② 規模等 | - |
| ③ 構造形式 | - |
| ④ 工種 | - |
| ⑤ 主要資材 | - |
| (8) 予定価格 | 3,260,000円(消費税抜き) |
| (9) 最低制限価格 | 予定価格の7/10以上で設定し、開札後公表。 ※ 詳しくは、「建設工事における最低制限価格の見直しについて」を参照。 |

2 入札参加資格要件 ※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

| | |
|-----|--|
| (1) | 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 |
| (2) | 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。 |
| (3) | 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。) |
| (4) | 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(3)に該当するものを除く。) |
| (5) | 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。) |
| (6) | 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する資格者名簿に土木関係建設コンサルタントとして登録されている者であること。 ※那覇市ホームページの「令和5・6年度 登録業者一覧」でご確認ください。 |

| | |
|-----|---|
| (7) | 配置技術者等： ①管理技術者及び照査技術者をそれぞれ開札日において配置できること。 ②管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有すること。 ・技術士(総合技術監理部門－建設環境) ・技術士(建設部門－建設環境) ・技術士(環境部門) ・RCCM(建設環境) ③照査技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。 ④管理技術者及び照査技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。 |
| (8) | 沖縄県に環境計量証明事業所(濃度関係)の登録を行っていること。 |
| (9) | 那覇市に本店が有る者であること。 |

3 落札制限

| | |
|-----|---|
| (1) | 那覇市商工農水課で執行する令和5年度業務委託を落札した場合は、本案件を落札することはできない。 |
| (2) | 複数の案件で落札候補者等になった場合には、落札件数は1件のみとし、先に開札された案件が優先して落札される(落札案件を選ぶことはできない。) |
| (3) | 那覇市法制契約課を通して行う建設工事等について、本案件は落札制限を受けない。 |
| (4) | 那覇市商工農水課を通して行う建設工事等(随意契約の方法により契約を締結したものを含む。)について、本案件は落札制限を受けない。 |
| (5) | 他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。 |
| (6) | 新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。 |

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

| | |
|---|---|
| 本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下、「資格審査申請書」という。)を持参又は郵送により提出しなければならない。 なお、提出期間に資格審査申請書(第1号様式)を提出しない者は、本競争に参加することができない。 | |
| 提出期間及び方法 | 提出期間： 令和5年 10月26日 (木) 9時 ～ 令和5年 11月8日 (水) 17時(必着) 提出方法： 商工農水課まで持参又は郵送すること。 |

5 質問、回答

| | |
|----------|---|
| 質問期間及び方法 | 質問期間： 令和5年 10月26日 (木) 9時 ～ 令和5年 11月1日 (水) 17時 質問方法： 「質問書」をFAXで提出すること。(質問がない場合は不要) ●提出先： 商工農水課 又吉 昭太 FAX： 951-3213 |
| 回答期限及び方法 | 回答期限： 令和5年 11月6日 (月) 17時 回答方法： 那覇市商工農水課ホームページに掲載する。 |

6 入札、開札、落札

| | |
|----------|---|
| 入札日時及び方法 | 入札日時： 令和5年 11月13日 (月) 10時30分 入札方法： 紙(入札書)による入札 |
| 開札日時 | 入札終了後、即時おこなう。 |
| 入札・開札場所 | 那覇市役所6階 602会議室 |
| 落札の保留 | 開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。 |

7 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

| | |
|------|--|
| 提出期限 | 令和5年11月15日(水) 12時(必着) |
| 提出方法 | 商工農水課まで持参又は郵送により提出すること。 |
| 提出書類 | (1) 資格審査書類(第5号様式) (2) 誓約書(別記様式1) (3) 配置予定技術者 |

8 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。
落札者決定予定日 令和5年11月21日(火)
※心得 第9、10、11、12条参照。

9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

| | |
|-------|--------|
| 入札保証金 | 免除する。 |
| 契約保証金 | 免除する。 |
| 前金払 | 適用する。 |
| 部分払 | 適用しない。 |

10 誓約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。
※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。
※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」(元請用)を商工農水課へ提出しなければならない。

11 その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市商工農水課ホームページで掲載する。

12 問合せ先

この公告・入札・開札・契約・設計図書の内容に関すること
那覇市 経済観光部 商工農水課 担当者: 又吉 昭太
TEL: 951-3209 FAX: 951-3213